

【令和6年度 第1回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1. 日時 令和6年7月3日(水) 14:00~15:00

2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室A・B

3. 出席者

公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、木南委員、二岸委員、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、梅野委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員、山田委員

事務局 千葉労働局長、足立労働基準部長、金丸賃金室長、
広瀬賃金室長補佐、佐藤賃金指導官

4. 議事次第

(1) 新潟県最低賃金の改正諮問について

(2) 実地視察について

(3) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局] 室長補佐

定刻になりましたので、令和6年度第1回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。
新潟労働局賃金室の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、定足数について御報告いたします。本日は、労働者代表委員の片山委員、使用者代表委員の田中委員の2名が所用のため欠席との御報告を頂いております。御出席いただいておりますのは、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名、合計13名の委員の方となります。これは、委員定数の3分の2以上の出席が認められますので最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしていますことから、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の審議会は新潟地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開することとなっております。傍聴者を公募しましたところ、定数10名を上回る応募があり、抽選の結果、本日10名の方が傍聴されております。また、取材として報道関係者3社4名の方が傍聴されておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局が4月1日付け人事異動により変更になりましたので紹介させていただきます。まず、労働局長が千葉に代わっております。

[事務局] 労働局長

どうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] 室長補佐

賃金室長が金丸に代わっております。

[事務局] 賃金室長

どうぞよろしくお願ひします。

[事務局] 室長補佐

賃金指導官が佐藤に代わっております。

[事務局] 賃金指導官

佐藤です。よろしくお願ひします。

[事務局] 室長補佐

最後になりましたが、賃金室長補佐が広瀬に代わっております。よろしくお願ひいたします。それでは、以後の進行を長谷川会長にお願ひいたします。

[長谷川会長]

長谷川でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。では、はじめに新しく着任されました千葉労働局長から御挨拶を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

[事務局] 労働局長

本日は、御多用中にもかかわらず、新潟地方最低賃金審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から最低賃金制度のみならず、労働行政全般にわたりまして、特段の御理解と御協力を賜っておりますことにつきましても、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

最低賃金の改正につきましては、経済状況の変化を受け、年々、社会的関心、注目が増しているところでございます。私ども事務局におきましては、審議会が円滑に運営できるよう努めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、先月6月21日には、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改

訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」が閣議決定されたところでございます。基本方針 2024 では、「新たなステージへのかぎとなるのは、賃上げを起点とした所得と生産性の向上である」と示され、最低賃金につきましては、公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030 年代半ばまで全国加重平均を 1,500 円とすることを指すとした目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引き上げに向けた支援、環境整備に取り組む。そして地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図るとの政府方針が示されたところでございます。こうした政府方針に配慮しまして、現在、厚生労働本省にて中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域別最低賃金額改正の目安について審議されているところでございます。今後、中央での審議結果がまとまりましたら、御報告させていただきます。

本日の審議会におきましては、令和 6 年度の新潟県最低賃金の改正決定にかかる諮問をさせていただくこととしております。委員の皆様には、過密な日程の中で御審議をお願いすることになりますが、県内の実情を踏まえ、生計費、賃金、賃金支払い能力を考慮し、御審議いただきますように、よろしく願いいたします。

[長谷川会長]

それでは議事に入ります。議題（ 1 ）「新潟県最低賃金の改正諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 室長補佐

事務局から説明させていただきます。ただ今より千葉労働局長から、新潟県最低賃金の改正決定について諮問をさせていただきます。諮問文につきましては、その写しを資料 No. 2 に入れてございますので、御参照ください。

それでは、お手数ですが、会長及び局長は、所定の位置まで御移動をお願いします。なお、記者の方で写真撮影等をされる方は、撮影可能な場所にご移動いただいかまいませんので、よろしく願いいたします。それでは、局長、お願いいたします。

[事務局] 労働局長

新潟県最低賃金審議会議長 長谷川雪子 殿

新潟労働局長 千葉茂雄

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和

55 年新潟労働基準局最低賃金公示第 3 号) の改正決定について、「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024(同日閣議決定)」に配意した、貴会の調査審議をお願いする。どうぞよろしく申し上げます。

(局長から会長に諮問文を手交)

[事務局] 室長補佐

会長及び局長は、お席にお戻りください。引き続き、会長、よろしく願いいたします。

[長谷川会長]

ただ今、局長から諮問をお受けいたしました。

続きまして、配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

では、No. 1 から No. 15 までタグを振ったものになります。基本的には、昨年度と同様の資料をお配りさせていただいております。説明に当たっては、最近の、春闘妥結状況、景気動向、雇用失業情勢、政府方針など、主要なものに絞って説明させていただきます。

まずは、資料 No. 3 「令和 6 年春季賃上げ状況」を御覧ください。主要団体から発表された状況をまとめた資料となります。いずれも昨年以上の引き上げ率、額となっています。

続きまして、資料 No. 4 の「新潟県の経済情勢」を御覧ください。日本銀行新潟支店などから発表された経済情勢についてまとめた資料になります。総括した判断としては、「県内景気は、能登半島地震や原材料高の影響を受けつつも、緩やかに持ち直している。」とされております。

続きまして、資料 No. 5 「一般職業紹介状況」を御覧ください。各種倍率は微少な低下が認められます。新潟県内の雇用情勢は「改善の動きに足踏み感がある。引き続き、求人求職の動きに留意しつつ、物価の高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要がある。」という判断がされております。

続きまして、資料 No. 6 「新潟県の主要指標の推移」を御覧ください。厚生労働省の賃金構造基本統計調査による 1 時間当たりの所定内給与額については、一番下が令和 5 年になりますが、最高値の金額になっています。また、右から 2 番目の消費者物価指数については、新潟市になりますが、令和 4 年からプラスの数字になっているところがあります。

続きまして、資料 No. 7「物価動向」を御覧ください。今ほど No. 6 の資料では、消費者物価指数の対前年同期との比較は、令和 4 年からプラスになっているとの説明をいたしましたが、新潟市においては、全国の指数を下回る状況がありました。しかし、資料 No. 7 の資料の右上に記載しているとおり、令和 6 年 4 月から、全国の指数を上回る指数になっていることが確認されます。

続きまして、資料 No. 8「毎月勤労統計調査地方調査結果」を御覧ください。令和 6 年 3 月分のものとなります。資料の 6 ページになりますが、ここに実質賃金指数があります。一番上の第 4 表になります。「決まって支給する給与」になりますが、令和 6 年 1 月以降はマイナスが継続しています。新潟県は 3 か月連続ですが、ここは全国的には 25 か月マイナスが継続している指数になります。賃金が増額していますが、物価を照らし合わせるとマイナスになることが現れているところとなります。

続きまして、資料 No. 9「令和 5 年度新潟地方最低賃金審議会・専門部会開催状況一覧表」を御覧ください。昨年度の実施状況をまとめたものになります。

続きまして、資料 No. 10「令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」を御覧ください。仮に 10 月 1 日を発効日とする最低賃金を決める場合、左上のほうになってくるわけですが、答申日が 8 月 5 日の場合、9 月 29 日となっております。10 月 1 日発効に間に合わせるには答申日が 8 月 5 日になります、ということが分かりやすく記載された資料となります。

続きまして、資料 No. 11 を御覧ください。これは、「第 68 回中央最低賃金審議会及び第 1 回目安に関する小委員会」で使用された三つの資料です。実行計画、基本計画のいずれも最低賃金の部分が記載されています。実行計画の 6 ページを開いていただきますと、一番下のところになりますが、これを読み上げますと、「最低賃金については、昨年、過去最高額の引上げとなったが、今年は昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の 3 要件を踏まえて、最低賃金の引上げについて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論いただく。労働生産性の引上げ努力を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成できるよう中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業継承、M & A の環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と記載されています。基本方針についても、3 ページに同様の趣旨が記載されていることを御承知置きいただきたいと思えます。

続きまして、資料 No. 12 から 14 を御覧ください。県内の団体、労働組合から提出された意見書になります。昨年度の第 5 回審議会以後に受け付けたものとなります。資料 No. 12

につきましては、新潟県弁護士会から頂いているものになります。内容としては、概ね「現状の最低賃金額では生活が困難であり、大幅な増額が必要である。地域間格差の是正を求める。中小企業への支援を求める。」となっております。No.13 の要請につきましては、新潟労働局長あてに要請があったものを目録だけ資料として付けさせていただきました。内容として、概ね「新潟県の最低賃金を 1,500 円にし、全国一律の最低賃金にすること。最低賃金に種々の手当を参入しないこと。」を求めるものとなっております。特に介護業界の処遇改善手当については、直ちに、最低賃金に参入しない取扱いとするよう求める内容となっております。

資料 No.14、15、16 については、後ほどの審議の中で御説明させていただきますので、資料説明は以上とさせていただきます。

[長谷川会長]

ありがとうございました。今ほどの資料説明、資料 No.13 まで説明いただきましたけれども、御質問等はございませんか。

それでは、ないようですので、続きまして、議題(2)「実地視察について」事務局から説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

実地視察について、説明をさせていただきます。当審議会では、過去さまざまな産業を代表する方が委員として参加しておられるという理由から、実地視察を行う必要はないという結論に至り、ここ10年以上、実地視察を行った実績がございません。特にこの数年間はコロナ禍であったこともあり、実施について見送ってきましたが、改めて労働実態の確かな把握が重要という観点に立ち、事務局といたしましては、次回本審までの間に実地視察を実施したいと考えております。なお、資料 No.14 になりますが、レインボーユニオンから「実地視察の実施に関する意見書」が提出されておりますので、この場で紹介させていただきます。内容は、資料を御覧ください。

説明は以上となります。実地視察の実施について御審議をお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。今ほど事務局のほうから実地視察につきまして実施したいという提案を頂きました。実施の可否について、御意見等がございましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

[徳武委員]

それでは今、会長のほうからお話しがありました実地視察の可否について、意見というか、要望を述べさせていただきたいと思います。まず、実施していただくことについては、普段、私ども労使の委員は、企業の現場の中、あるいは現場に非常に近いところにおりますので、いろいろな状況をよく把握しているつもりでございます。特に公益委員の皆様につきましては、それぞれ御仕事というか、業務の中で企業なり、働く方に接するという機会もおありかと思うのですけれども、やはりこういった最低賃金とか、賃金といったところの観点から企業の現場を見ていただくという機会は、恐らくそうないのではないかと推察いたします。ぜひこうした機会に現場を見ていただくということも非常によいことではないかと思えます。ただ、その視察に当たりますと、どこに行くかということだろうと思えます。先ほど説明のありました資料 No.14 のレインボーユニオンの代表の方が、意見書で述べておられるとおりだと思っておりますけれども、最低賃金の影響を強く受ける業界の事業所の視察をぜひ行っていただきたい。つけ加えるのであれば、最低賃金の影響を強く受ける業界もそうですし、特に今、賃金関係で企業間格差、企業の規模の格差ということが非常に話題になっておりますので、企業規模という観点でも、最低賃金の改定の影響を強く受けるような事業所にぜひ行っていただいて、企業の経営者、あるいは働いている方の声を聞いてきていただければと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございました。ただ今の御意見につきまして、実施については問題ないと。ただ、どこに行くかなどですね、あと規模について少し検討していただきたいということでございます。何か補足とかございますか。事務局のほうからは。

[事務局] 賃金室長

ただ今、頂きました御意見にも沿う形で検討させてもらっておりますので、そのまま進めさせていただきたいと思えます。

[長谷川会長]

ありがとうございます。ほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ないようですので、頂きました御意見を踏まえまして、実施の可否について諮らせていただきたいと思います。

実地視察を実施するという事としてよろしいでしょうか。

[労使各側代表委員]

異議なし。

[長谷川会長]

ありがとうございます。それでは、次回本審までの間となりますと、時間が大変限られておりますので、実施日程や内容につきましては、私会長に一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[労使各側代表委員]

異議なし。

[長谷川会長]

それでは、早速、事務局のほうで日程調整に入っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、議題（３）「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

その他の議題として５点ございます。まず１点目ですが、最低賃金法第２５条に基づく関係者からの意見聴取についてです。委員の皆様へ配布しております、最低賃金決定要覧（令和６年度版）の１４４ページを御覧ください。ページ下のほうになりますが、最低賃金法第２５条第５項を御覧ください。第５項では「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査の審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と定められております。この厚生労働省令とは、要覧の１５０ページに記載のある「最低賃金法施行規則」のことになります。１５３ページを御覧ください。同施行規則第１１条第１項の中では「関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」と規定されています。事務局では、これらに基づき本日付けで意見聴取に係る公示を行います。公示方法は、当局ホームページへの掲載のほか、掲示板に掲出する方法により行う予定としております。１点目の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。1点目の関係者からの意見聴取について今、説明がございましたが、御質問や御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

ないようですので、事務局において意見聴取の公示の手続きを進めてください。

それでは、2点目の説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

2点目になります。専門部会の設置並びに委員の公示について、御説明いたします。要覧の144ページを御覧ください。最低賃金法第25条第2項で「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置が義務づけられています。

本日、本審議会において、新潟県最低賃金の改正決定に係る諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議をしていただくこととなります。要覧の149ページを御覧ください。専門部会は、最低賃金法第25条並びに最低賃金審議会令第6条により「9人以内とする。」とされておりますので、従来と同数の公労使の各3人ずつの計9人で構成し、労使の委員については、本日付けで候補者推薦の公示を行うことといたします。2点目の説明は以上となります。

[長谷川会長]

専門部会の設置並びに労使委員の候補者推薦の公示について説明を頂きました。これにつきまして、御意見、御質問ございませんか。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、事務局において専門部会委員の候補者推薦の公示の手続きを進めてください。続いて、説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

3点目になります。専門部会の公開・非公開についてです。資料 No.15 の新潟地方最低賃金審議会新潟県最低賃金専門部会運営規程の第5条、第6条を御覧ください。専門部会の公開・非公開の取り扱いについて規定されています。

専門部会は、原則公開することとされておりますが、第5条第1項、第6条第2項では「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には」、部会長は、会議を非公開にす

ることができること、議事録の一部又は全部を非公開とすることができること、が定められております。

また昨年度、目安制度の在り方に関する全員協議会の報告を受け、当審議会において検討いただき、議論の透明性と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、個別企業名を挙げて議論が行われるなど、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当するおそれがある部分は、非公開にすることとされました。つきましては、ここで御確認いただきたいのは、今後行われます、専門部会の第1回の審議の公開・非公開についてになります。専門部会の第2回以降につきましては、第1回の専門部会で検討いただくことになります。専門部会の第1回目につきまして、昨年度と同じく、公労使三者の協議の部分は公開、非公開情報を用いた議論が行われる二者協議については、非公開とすることでよろしいか、本審議会でご審議をお願いいたします。3点目の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。専門部会の第1回目の審議の公開、非公開について、今、ご説明を頂きました。御質問や御意見がありましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ないようでしたら、専門部会の第1回目においては、公労使三者が協議する部分については公開、非公開情報を用いた議論が行われる二者協議の部分については非公開とし、2回目以降の公開、非公開につきましては、第1回の専門部会の中で協議していただきたいと思っております。続けて4点目になりますが、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

4点目になります。新潟県の特定最低賃金のうち「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の最低賃金の産業分類についてになります。

当県の電子部品等の最低賃金につきましては、電気機械器具製造業を対象に産別最賃が設定されていたところ、過去、日本標準産業分類の改訂を受け、三つの中分類「電子部品・デバイス・電子回路」「電気機械器具」「情報通信機械器具」に分かれた経緯があるところです。業種のくくりにつきましては、昭和61年2月14日中央最低賃金審議会の答申の3の現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換において、小くくり産業の範囲に関する経過措置として、日本標準産業分類の小分類又は必要に応じて細分類に

することを原則とするようになりますが、現在、中分類以上の単位で設定されているものは、地方最低賃金審議会において合理的なくくり方を決定するものと示されてきました。

当県の電子部品等の最低賃金については、過去に分かれた「電子部品・デバイス・電子回路」「電気機械器具」「情報通信機械器具製造業」を一括した特定最低賃金としているままとされている経緯があるところです。また、適用されるこれらの県内企業の主要な生産品目は、半導体、電池、変圧器、照明器具、暖房器具、調理器具など、ばらつきがあるところです。このような状況から現行のくくり方を、昭和61年の中央最低賃金審議会の答申のとおり、分割した特定最低賃金にすべきではないかという問題意識について、使用者側から意見を頂いていたところ、労働者側委員から過去の経緯を確認したうえで「回答する」という意向が示され、継続検討となっていたところになります。4点目の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。電子部品等の最低賃金の分類につきまして、労働者側委員から、まず御説明をお願いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

[梅野委員]

昨年度もこの場でそういったお話をさせていただきながら、その後、徳武委員を代表として、私たちの意見と過去の審議状況の議事録を公開していただいて、きちんと審議会で審議をされたという認識のもと、提示をさせていただいていたところです。まだ最終回答に至っていませんので、引き続き、検討事項にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。引き続きの検討事項にしたいということでもございました。今ほどの説明に対し、使用者側委員のほうからご意見はございますか。

[徳武委員]

私ども使用者側が問題提起させていただいたことについて、先ほど、事務局のほうから説明いただいたとおりでございます。それについて、労働者側の梅野委員を代表に、議事録等を取り寄せていただいて、私どもも議事録で当時の三つに分かれた時の経緯について、ちょっと調べてみましたけれども、どうも当時の議論が決定的にこうだと言えるような、

議論の内容になっていなかったと。つまり当時は、産業分類としては三つに分かれるのだけれども、新潟県内においては、産業の実態として、現状と変わらないのだというような認識があったようでございます。ただ、今ほど事務局のご説明にもありましたように、それから年月もたちまして、今、県内の当該産業を見ますと、非常に生產品目が多様化していたりとか、企業の内容が多様化しているということで、引き続き、現状のままでいいのかという問題意識を持っておりますので、先ほど、梅野委員がおっしゃったように、ここは引き続き、労使のほうでこの問題について検討を続けていきたいと思っております。

[長谷川会長]

ありがとうございました。このほかに御質問や御意見ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、ないようでしたら、電子部品等の特定最低賃金の問題につきましては、引き続き、継続して検討を続けていくことといたします。

続けて、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

最後5点目になります。資料 No.16 を御覧ください。審議日程の案を御覧いただきたいと思えます。昨年度末に行われました第5回審議会において、労働者側委員より、2名の委員が7月30日に開催予定の第2回審議会への出席が難しいという御話を伺ったところです。その後、調整いただきまして、そのうちの1名は出席が可能という御連絡を頂きました。つきましては、3月に御示ししている当初の日程の案どおり、進めていきたいと考えております。御忙しい中、集中した日程となり御負担をおかけいたしますが、御出席のご協力をお願いしたいと思います。説明は以上になります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。日程につきまして今、説明いただきました。この説明につきまして、御意見や御質問はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、なければ本日予定していた議事は終了いたしました。この議事以外に何かございましたら伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

なければ、本日の審議を終了いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

[事務局] 賃金室長補佐

本日の御審議、お疲れ様でございました。

次回につきましては、今ほど、説明のありました今後の日程の案に基づきまして、第2回本審を7月30日(火)午後1時半から、場所が替わりまして、2階労働局会議室での開催となります。事前に御案内もさせていただきます。

以上をもちまして、第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。